

2 行政機構

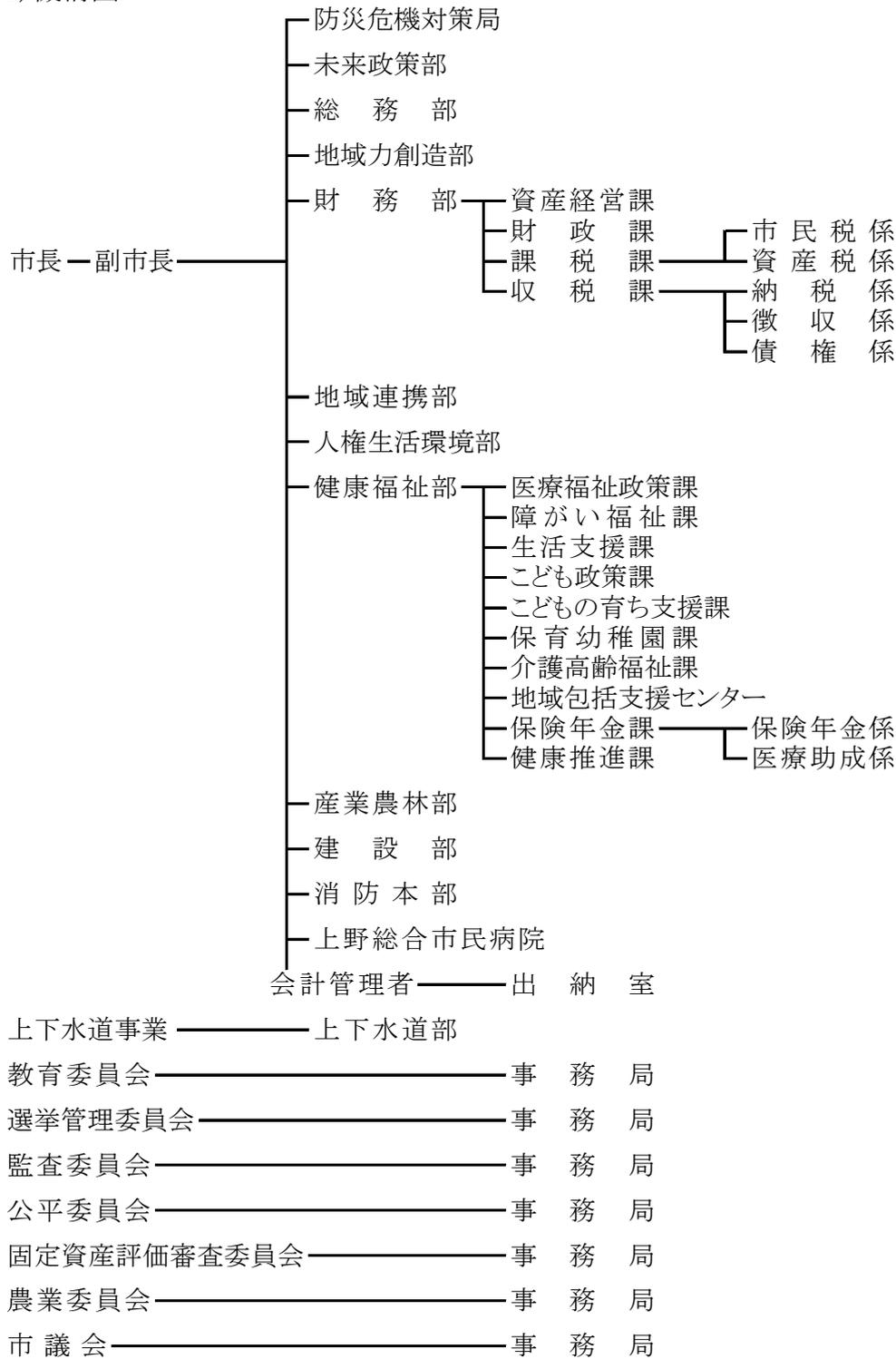
(1) 機構図

(2) 税務事務分掌

2 行政機構

(令和7年4月1日現在)

(1) 機構図



(2) 税務事務分掌

令和7年4月1日現在

課	係	人員									事務分掌
		参事	課長	副参事	主幹	係長	主査	主任	係	計	
課税課	総括		1							1	
	市民税係				1	(1)	1	3	7	12	(1) 市県民税の賦課及び調定に関すること。 (2) 市県民税の申告相談に関すること。 (3) 法人市民税の賦課及び調定に関すること。 (4) 原動機付自転車の標識の交付に関すること。 (5) 市県民税の証明事務に関すること。 (6) 所管に係る支所との調整に関すること。
	資産税係				2	(1)	2	3	5	12	(1) 固定資産税の賦課及び調定に関すること。 (2) 固定資産の評価に関すること。 (3) 固定資産台帳及び地番図の保管に関すること。 (4) 固定資産課税台帳の縦覧に関すること。 (5) 固定資産税の証明事務に関すること。 (6) 諸税の賦課及び調定に関すること。 (7) 所管に係る支所との調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
	計		1		3	(2)	3	6	12	25	

課	係	人員									事務分掌
		参事	課長	副参事	主幹	係長	主査	主任	係	計	
収税課	総括		1							1	
	納税係				2	(1)	1	1	2	6	(1) 市税に係る証明の受付事務に関すること(市県民税、軽自動車税、国民健康保険税及び営業証明等)。 (2) 納税に係る証明に関すること。 (3) 市税の収納管理及び過誤納金に関すること。 (4) 納税督促に関すること。 (5) 所管に係る支所との調整に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	徴収係				1	(1)	1	1	4	7	(1) 市税(国民健康保険税を含む。)の徴収(滞納整理及び滞納処分)及び収納に関すること。 (2) 移管を受けた強制徴収公債権の徴収に関すること。 (3) 所管に係る支所との調整に関すること。
	債権係				1	(1)			1	2	(1) 市の債権の回収方針及び計画に関すること。 (2) 市の債権の管理に係る総合調整及び指導に関すること。 (3) 債権回収事務の総括管理並びに移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の回収に関すること。 (4) 市の債権の放棄に係る総括に関すること。
	計		1		4	(3)	2	2	7	16	

()は兼務